

第3号様式

株主資本等変動計算書
年 月 日

事業者名

(単位:千円)

	株主資本									評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰越 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金										利益 剰余金 合計
						(何) 積立金	繰越 利益 剰余金									
当期首残高																
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)																
当期変動額合計																
当期末残高																

- 備考
- 1 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
 - 2 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
 - 3 各合計欄の記載は省略することができる。
 - 4 当期首残高については、会社計算規則第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
 - 5 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序による。
 - 6 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。また、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に係る変動事由の次に記載する。
 - 7 新株式申込証拠金については資本金の次に、自己株式申込証拠金については自己株式の次に別の区分を設けて記載しなければならない。